

環境企画部会の活動概要

1 令和2年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和2年6月16日 (書面の送付)	(1) 第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について (骨子案)
令和2年9月1日	(1) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検方法について (2) 第三次滋賀県環境学習推進計画の進捗状況について (3) 第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について (素案)
令和2年11月9日	(1) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について (2) 第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について (答申案)

2 令和3年度の部会審議予定

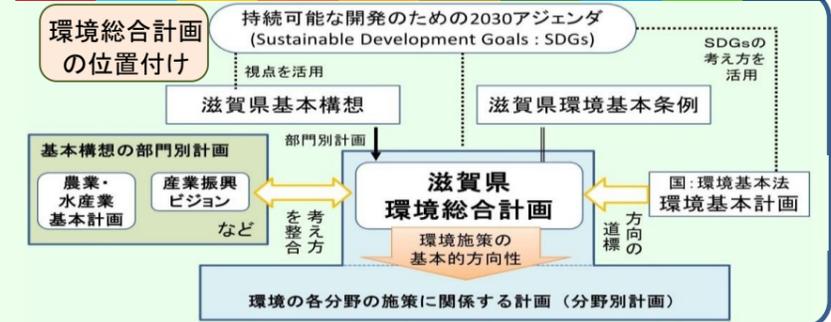
(1) 令和3年9月頃

- 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について
- 第三次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について
- 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理の方法について

(2) 開催時期未定

- 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理の方法について

第五次滋賀県環境総合計画の概要



第3章 施策の方向性

「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点を通して、以下の4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

- 琵琶湖の保全再生・活用** 在来魚介類のにぎわい復活に向けた調査研究、南湖の重点的な保全・再生、県産の農林水産物の利用促進、生態系を含めた新たな有機物指標（TOC等）の導入、琵琶湖環境と関わる機会の充実
- 生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮** 多様な主体による侵略的外来生物の監視や防除活動への支援、社会経済活動へ生物多様性の視点の組み込み・県民の理解の促進、再生林による森林の更新、森林資源の循環の促進・活力ある林業の推進、県産材の安定供給体制の確立と利用の推進、人材の育成確保、森林山村の活性化

2 気候変動への対応・環境負荷の低減

- 気候変動** 今世紀後半の脱炭素社会を目指し、低炭素社会の実現に向けた取組、気候変動による影響把握・情報共有・適応策の取組、省エネルギー・節電推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、下水道における未利用資源の有効活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発推進
- 環境リスク** 工場等の自主管理体制の構築、環境事故防止の取組促進、環境リスクに関する正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの推進
- 循環型社会** より環境負荷の小さい2R（リデュース・リユース）の取組強化（プラスチックをはじめとする容器包装廃棄物・食品ロスの一層の削減等）・リサイクルの推進、適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の整備、多様な主体の連携・協働

3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

- 環境学習** 学習推進を担う人材育成・確保、学習プログラム収集整備、学習の機会の充実、多様な主体の参加・交流・連携のための仕組みづくり
- 環境とのつながり・関わり** 取組の段階等に応じた普及啓発、情報提供、環境配慮製品等の利用促進、環境保全技術・製品等の開発促進、地産地消の推進、事業者による環境保全の取組への支援
- 環境インフラ等** 下水道事業の防災減災対策・老朽化対策等の推進や治山施設の点検・診断を通じた補修等（環境インフラの取組）、自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備や土地利用等（グリーンインフラの取組）
- 調査研究・技術開発** 琵琶湖環境研究推進機構の取組推進、国環研等との連携の推進、最新の研究知見の集積・発信、水環境や大気環境の継続的な監視

4 国際的な協調と協力

- 国際的な協調と協力** 水環境保全の本県の取組「琵琶湖モデル」の海外発信と事業化の促進、ラムサール条約登録湿地などで開催される国際会議や世界湖沼会議等への参画を通じた人材育成や世界の湖沼保全への貢献

第4章 計画の円滑な推進

- 各主体の役割・連携** **関係諸計画への反映**
- 計画の進捗状況の点検および見直し**
分野別計画の進捗状況の評価を活用するとともに参考指標等を確認して実施
→ 毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表
計画期間内においても必要に応じ、見直しを実施

第1章 計画の基本的事項

- 性格**
 - 滋賀県環境基本条例第12条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画
 - 環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す
 - 基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示す
- 計画期間** 2019年度～2030年度（12年間） ※必要に応じて見直しを実施

2 目指す将来の姿・目標

「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく
「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点へ

（目指す将来の姿）

琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む

持続可能で活力あふれる循環共生型社会

- 活力ある人々の営みの中で「つながり」が回復し、「循環共生型社会」が実現されている
- 琵琶湖の水質が良好に保たれ、琵琶湖の魚介類や森林資源など「自然の恵み」があふれ、暮らしに活かされている
- 環境リスクが低減され、気候変動への対応が進み、「安全・安心」で豊かさが感じられる「低炭素社会」が築かれている
- 様々な人々が、学び、取り組み、環境保全の基盤が保たれている

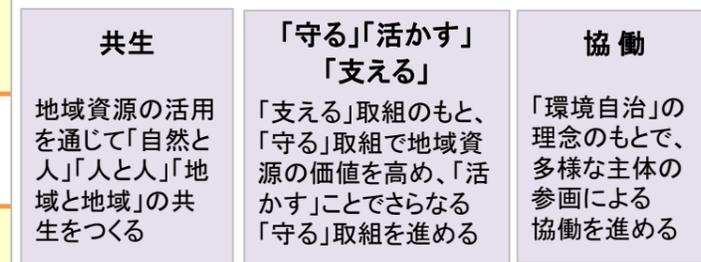
SDGsの考え方

（目標）

～ 環境と経済・社会活動をつなぐ

健全な循環の構築～

施策展開の3つの視点



森・川・里・湖のつながりの中で
環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

第三次計画
:H21～25年度
「持続可能な
滋賀社会の実現」

- ・低炭素社会の実現
- ・琵琶湖環境の再生

第四次計画 :H26～30年度
「めぐみ豊かな環境といのち
への共感を育む社会の実現」

- ・環境の未来を拓く
「人」「地域」の創造
- ・琵琶湖環境の再生と継承
- ・低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

○環境の状況（第四次計画の点検・評価／現状・課題）

- 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造**
[環境学習] 場や機会の提供、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、活動支援
[ライフスタイル、ビジネススタイル] エネルギー使用量の削減、ごみの減量、環境産業の振興、環境こだわり農業等の取組拡大
- 琵琶湖環境の再生と継承**
[琵琶湖の保全再生] 琵琶湖や流入河川の水質改善、一方で生態系に関する課題顕在化（在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来種の定着等）
[生物多様性] 開発による生息・生育環境の劣化・消失だけでなく、人の手が入らなくなったことによる影響、ニホンジカの生息増・生息域拡大、暮らしと自然との関わり希薄化
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現**
[低炭素社会] 本県温室効果ガス総排出量減少（1990年度比）。但し、家庭・業務部門増、同総排出量の約半分は産業部門
[環境リスク] 排出源対策等により抑制。概ね支障がない状態で管理、県民の環境リスクに対する関心の高まり
[循環型社会] 家庭や企業の取組進む。一般廃棄物の排出量は概ね減少、産業廃棄物の排出量横ばい

環境保全にかかる
新たな考え方

持続可能な開発目標（SDGs）
パリ協定
琵琶湖保全再生施策に関する計画
第五次環境基本計画

○将来の環境に影響を与える要素→2030年滋賀の環境の見通し

- 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造**
・環境学習の取組が進む一方、価値観の多様化・保全の担い手減少・技術革新の進展
→自ら行動する人の増加、多様な参画の進展、新たな配慮型製品の出現・普及、SDGsなどの国際的な枠組みのもと、持続可能性に貢献する企業・産業が成長
- 琵琶湖環境の再生と継承**
・産業構造変化、中山間地の人口減少、耕作放棄進行、農地減少、管理の行き届かない森林の増加、環境への負荷削減
→琵琶湖への流入負荷減少・水質一定改善、気候変動による影響の顕在化、餌環境・生物多様性に改善の兆候、新たな外来生物の影響可能性、獣害継続の可能性、琵琶湖と人の関わり多様化
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現**
・再生可能エネルギー利用拡大、世界的エネルギー需要拡大、産業構造変化、新たな技術や製品の開発、環境インフラ老朽化
→地域の温室効果ガス排出量減少、一方で世界的な温室効果ガス排出量増加、自然災害の増加等気候変動による影響拡大の可能性、環境インフラの機能低下・負担増、一般廃棄物・産業廃棄物の減少、化学物質等のリスク管理継続

第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検

第五次計画は、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけています。

第五次計画の進捗状況の点検については、p 9～10 に示す評価指標を踏まえ「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点および次に掲げる観点から総合的に点検します。

点検に当たっての観点

- ・地域資源の適切な活用
- ・環境負荷の削減
- ・環境への投資・貢献

● 基本施策の柱の点検結果（令和元年度末時点）

■ 1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

【地域資源の適切な活用】

- ・県産材の素材生産量は増加するなど改善傾向が見られますが、この主力は搬出間伐等によるものであり、素材生産の「川上」から加工する「川中」、加工された製品を幅広い利用を促す「川下」までの連携した取組により、県産材の安定供給体制を確立することで、皆伐・再造林による森林の更新を行う必要があります。
- ・ニホンジカの食害によって下層植生が衰退し、森林生態系への影響や水源かん養機能の低下が生じているなどの課題も生じています。
- ・外来魚を除く漁獲量については、平成 23 年以降 1,000 t を割り込んでいる状態が続いています。
- ・“なりわい”の担い手のニーズ等も踏まえ、継続的な地域資源の活用に向けた施策への注力や効果的な施策展開を検討することが必要です。

【環境負荷の削減】

- ・令和元年度には、琵琶湖北湖の全窒素が初めて環境基準を達成するなど、これまでの取組が一定の成果を上げています。
- ・引き続き面源負荷、点源負荷の抑制を進め、COD や南湖のリンなど、より多くの項目で環境基準を達成できるよう取り組むことが必要です。

【環境への投資・貢献】

- ・オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物については、琵琶湖全体を「管理可能な状態」に置くことを目標に、駆除と巡回・監視に取り組んだ結果、その生育面積は、ピーク時（平成 27 年度末）の約 229 千㎡から、令和元年度末には約 67 千㎡まで減少させることができました。
- ・しが生物多様性取組認証事業者は増加しています。また、本県の環境こだわり米の作付面積割合は近年横ばいであるものの 44% に達するなど、環境へ配慮した経済・社会活動が広がっています。
- ・希少野生生物種が年々増加しているほか、推定される外来魚生息数が平成 25 年度以降は増加しているなど、琵琶湖に育まれた本県の豊かな生物多様性の保全に向けて、課題解決に向けた取組を進めることが必要です。

【全体】

琵琶湖をとりまく環境の保全再生や自然の恵みの活用に向けては、着実に取組が進んでいるものの、評価指標における目標の達成に至っていない取組も多くあります。施策の展開に当たっては、“なりわい”やNPO活動とも密接に関わるものも多く、これら関係主体とのつながり・協働のもと進めることで、より効果的・効率的な展開を図るよう努めることが重要です。

■ 2 気候変動への対応・環境負荷の低減

【地域資源の適切な活用】

- ・再生可能エネルギー導入量は、家庭や事業所への設備導入や市民共同発電等の地域資源を活かした活動への支援などにより、令和2年度までの目標 113 万 kW に対して令和元年度末で 82.2 万 kW (73%) に達しています。
- ・今後もより一層地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入が進むよう、多様な主体による取組を促進していく必要があります。

【環境負荷の削減】

- ・平成 29 年度の県域からの温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、再生可能エネルギーの導入が進んだことなどから平成 25 年度比で 13.5% 減の 1,230 万 t となり、着実に削減できています。
- ・水環境については、工場等からの排水規制や事故の未然防止の取組等により、河川と琵琶湖の環境基準（健康項目）を全地点で達成し、大気環境も光化学オキシダント以外の項目は環境基準を達成しています。
- ・廃棄物の発生抑制や再使用に重点を置いた 3R の推進、適正処理等を進め、県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。平成 30 年度は、前年度比 + 4 g の 834 g となりましたが、長野県に次いで全国で 2 番目に低い水準です。
- ・平成 30 年度の産業廃棄物の最終処分量は、総排出量の増加に伴い、前年度比 + 0.9 万 t の 10.5 万 t となりました。

- ・2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「CO₂ネットゼロ」や食品ロスの削減に向けた取組など新たな展開も出てきており、こうした情勢の変化に柔軟に対応していくことが必要です。

【環境への投資・貢献】

- ・本県では、低炭素社会づくりに貢献する取り組みによる二酸化炭素の削減量（貢献量）を独自に試算しており、令和元年度は県域の温室効果ガス排出量の約3.9%に相当する47.4万tでした。
- ・二酸化炭素排出量の削減をさらに進めるため、貢献量もより一層増加させることが必要です。

【全体】

化学物質管理など、環境リスクは私たちの生活に概ね支障がない状態で管理されていると考えられますが、琵琶湖の全層循環が2年連続で確認されないなど気候変動の影響と思われる現象が生じているほか、食品ロス削減に向けた機運が高まるなど、更なる取り組みを進めていく必要があります。こうした社会の変革を伴う取組は、行政だけでなく、県民、企業など様々な主体が自分ごととして取り組むことが必要であり、これら多様な主体の連携のもと施策を構築、展開することが必要です。

3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、4 国際的な協調と協力

【地域資源の適切な活用】

- ・市町や団体・住民向け説明会をとおして地域ニーズの掘り起こしなどを実施し、農山村の地域資源を活かした取組を実践する「やまの健康」モデル地域を2地域選定しました。またモデル地域等が取り組む、地域資源を活かした特産品開発など5つのプロジェクトへ支援しました。
- ・おいしがうれしがキャンペーン参加店舗数、オーガニック農業取組面積は増加しており、地産地消による地域資源の活用が進んでいます。

【環境負荷の削減】

- ・本県では、琵琶湖への汚濁負荷を削減するため、早期から下水道の整備を進めており、令和元年度末で県民の91.1%が下水道を利用できる状況にあります。
- ・整備した下水道の適切なストックマネジメントを行うため、流域下水道の幹線管渠について、10年に1回以上の頻度となるよう計画的な内部調査を実施しています。令和元年度は、関係者との調整等に時間を要し、計画の4割程度の進捗となりましたが、環境負荷が低減された状態を維持するため、引き続き計画的な維持管理が求められます。

【環境への投資・貢献】

- ・県民の環境保全行動実施率の向上に見られるように、環境に配慮した行動は広がりを見せています。
- ・治山施設の適切な機能強化や更新など、資源の適切な活用につながる必要な投資について、災害発生個所の復旧を優先するなど計画的かつ効果的に実施しました。
- ・琵琶湖環境の保全や持続可能な社会の実現に向けた調査・研究を行い、令和元年度は琵琶湖環境科学研究センターから9件の論文を発表したほか、地域住民とともに自然再生に取り組むなど研究成果を施策に活用しています。
- ・多様な主体の協働、パートナーシップによる経済発展と環境保全の両立を図る理念のもと、下水道技術の海外ビジネスマッチングに取り組む、ベトナム国クアンニン省の行政担当者や民間企業に対する県内関係企業による技術紹介を支援しました。

【全体】

持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着や国際的な協調と協力に向けた県の取組は、概ね期待する成果を上げており、地域資源の活用等につながっていると考えられます。一方、地域の課題や住民の置かれた状況、考えは実に多様であり、また、地域活動の担い手が不足する中で、持続可能な社会づくりに向けた取組をいかに継続させ成果を上げることにつながるか検討する必要があります。

● 総括

「地域資源の適切な活用」「環境負荷の削減」「環境への投資・貢献」の観点において、＜共生＞＜守る・活かす・支える＞＜協働＞の視点を踏まえた施策展開がなされており、環境と経済・社会のつながりがつくられてきていると考えられますが、地域資源の利用促進やその担い手の育成などに引き続き取り組み、つながりの強化を図る必要があります。

令和元年度末からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が世界的に及び、ロックダウンや外出規制などが行われ、経済・社会活動は大きな打撃を受けています。一方、温室効果ガス排出量の減少など環境負荷の削減の観点からはプラスの影響が現れている面のほか、「新たな生活様式」に伴い都市部から地方への指向が強まるなど、人々の意識や行動に大きなパラダイムシフトが生じ、経済・社会活動が大きく変化しています。

こうした変化の中、環境問題の解決と経済成長を両立する「グリーンリカバリー」という考え方が世界的に広がっています。本県としてもこうした考え方の広がりを好機ととらえ、2年連続で琵琶湖の全層循環が未完了となったことを気候変動により暮らしが影響を受けるサインとして危機感をもって受け止め、CO₂ネットゼロに向けた取組みや地域資源の価値や魅力の向上を図るための取組みなどを進め、環境と経済・社会活動のつながりをより一層強化していきます。

● 評価指標と評価区分

4つの柱	評価指標	観点			評価区分
		地域資源の適切な活用	環境負荷の削減	環境への投資・貢献	
1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用	琵琶湖の水質（COD）		○		(北湖) B (南湖) C
	琵琶湖の水質（T-N）		○		(北湖) A (南湖) B
	琵琶湖の水質（T-P）		○		(北湖) A (南湖) C
	琵琶湖漁業の漁獲量	○			C
	琵琶湖の水草（南湖の繁茂面積）	○		○	B
	環境と調和した農業（環境こだわり米の作付面積割合）		○	○	B
	侵略的外来水生植物の年度末生育面積			○	B
	しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数			○	B
	除間伐を実施した森林の面積			○	B
	県産材の素材生産量	○			B
	中山間地域等において多面的機能が維持されている面積	○		○	B
2 気候変動への対応・環境負荷の低減	県域からの温室効果ガス排出量		○		A
	再生可能エネルギー導入量 ^{*1}	○	○		B
	CO ₂ 削減貢献量		○	○	C
	琵琶湖の環境基準（健康項目）達成率		○		A
	河川の環境基準（健康項目）達成率		○		A
	大気汚染に係る環境基準達成率（一般環境大気測定地点）		○		B
	一般廃棄物の1人1日当たりの排出量 ^{*1}		○		C
	産業廃棄物の最終処分量 ^{*1}		○		C

● 評価指標と評価区分

4つの柱	評価指標	観点			評価区分
		地域資源の適切な活用	環境負荷の削減	環境への投資・貢献	
3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着	環境保全行動実施率		○	○	B
	「おいしがうれしが」キャンペーン参加店舗数	○			A
	オーガニック農業（水稲：有機 JAS 認証相当）取組面積	○			B
	「やまの健康」に取り組むモデル地域数	○		○	A
	「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数	○		○	A
	下水道を利用できる県民の割合※1		○		A
	山地災害危険地区整備箇所数			○	A
	治山事業による保安施設整備面積※1			○	B
	流域下水道幹線 管渠調査延長		○		B
	研究成果を踏まえた科学的根拠に基づく施策提言の数※2	○	○	○	—
	論文数（琵琶湖環境科学研究センター。共著含む。）※3	○	○	○	A
4 国際的な協調と協力	世界湖沼会議、世界水フォーラム等の国際会議での発信※4			○	A
	下水道の海外ビジネスマッチングに参加した企業数		○	○	A

注）各指標の状況は、巻末資料1に記載しています。

● 評価区分

傾向	達成状況	
	達成	未達成
改善	A	B
横ばい		C
悪化	A-	

※1 令和元年度（または実績値が判明している直前年度）における目標値は設定されていませんが、これまでの経年変化のペースで推移すると仮定した場合の目標値の達成見込みを踏まえた評価としています。

※2 施策提言は令和2年度に行うこととされているため、令和元年度については評価対象としていません。

※3 目標値は設定されていませんが、過去の実績と同水準以上のため、達成状況は「達成」としています。

※4 目標値は設定されていませんが、当初の予定どおり実施した場合はA、それ以外はCとします。

第四次滋賀県環境学習推進計画(概要)【計画期間 令和3年度～令和7年度(5年間)】

計画本文はこちらから
御覧いただけます



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/316940.html>

■ 計画の性格・背景 (P.2-5)

- ・「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画
- ・「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- ・SDGs達成のためにはESDは必要不可欠な手段であり、ESDの考え方を取り入れた環境学習を推進

■ 課題から求められるもの (P.5-6)

- 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる
- 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく
- 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む
- 人材が育つ環境を整え、活動を支える
- 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

■ 基本目標 (P.7-8)

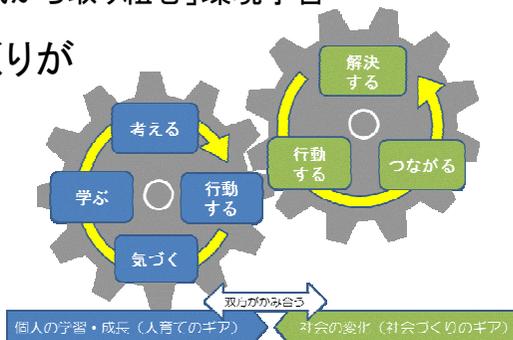
地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

※知識を得るだけでなく、自ら行動をおこし、それにより社会が変わっていくことを目標とする。

■ 展開方向 (P.9-15)

- 遊び、親しみ、「体験する」環境学習
- 分野を越えて、「つながる」環境学習
- 地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習

・人育てと社会づくりが
つながる
「ギアモデル」

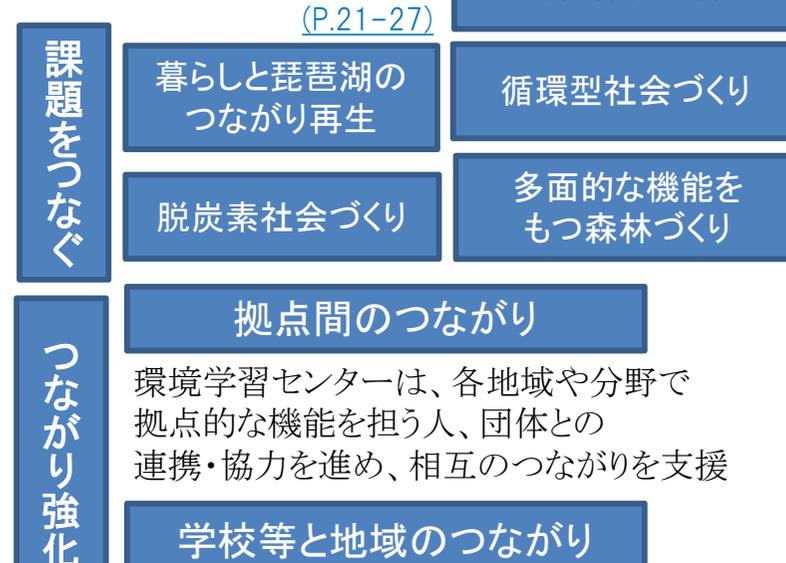


■ 県の施策の展開方向 (P.16-20)

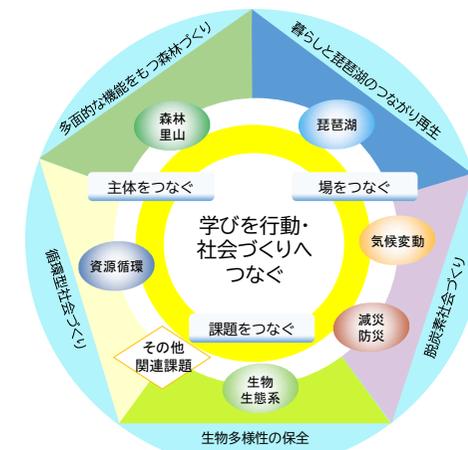
- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 人材育成および活用 | (2) 環境学習プログラムの整備および活用 |
| (3) 場や機会づくり | (4) 情報の提供 |
| (5) 連携・協力のしくみづくり | (6) 取組への気運を高める普及啓発 |

・県の施策を体系別に6つの柱として掲げ、それぞれの柱における施策の展開方向と、「ギアモデル」のどの部分に効果がある施策かを提示

■ 重点的な取組 (P.21-27)



これら5つを重点的に取り組む課題とし、課題同士のつながりを意識して、環境学習の推進に取り組む。



学校や幼稚園等での環境学習の推進に、地域の力を活かすためのつながりを強化

■ 推進体制 (P.28-29)

- ・環境学習推進会議による、庁内の各種行政分野との連携
- ・環境学習センターによる支援機能
- ・多様な主体との協働、市町との情報共有・連携

■ 進行管理 (P.30)

- ・環境保全行動実施率をアウトカム指標に、計画の実施状況を測定
- ・施策体系別の指標の推移、各事業の自己評価と三層構造で評価し、結果を公表